

弁済 宅建 H04-11-1 《#642》

【問】 正誤をつけよ。

賃借人が家賃を支払おうとしても、賃貸人がこれを受領せず、以後の家賃の受領を明確に拒んだ場合においても、賃借人は、家賃を供託しないと、履行遅滞になる。

【答え】 誤り

《ポイント1》 弁済の提供の方法【★基礎必須】

弁済の提供は、債務の本旨に従って現実にしなければならない。

ただし、債権者があらかじめその受領を拒み、又は債務の履行について債権者の行為を要するときは、**弁済の準備をしたことを通知してその受領の催告をすれば足りる。**（民法 493 条）

《ポイント2》 弁済の提供の効果【★基礎必須】

債務者は、**弁済の提供の時から、債務を履行しないことによって生ずべき責任を免れる。**（民法 492 条）